

条 例

議会の議決を経た「千曲市下水道条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年10月6日

千曲市長

川 修一

千曲市条例第32号

千曲市下水道条例の一部を改正する条例

千曲市下水道条例（平成15年千曲市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「（規則で定める軽微な工事を除く。）は」を「は、次の各号に掲げる工事を除き」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 規則で定める軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。